

平成24年第3回

笠置町議会定例会会議録

(第1号)

平成24年9月11日

京都府相楽郡笠置町議会

平成24年9月笠置町議会第3回定例会会議録（第1号）

平成24年9月11日

1. 出席議員（8名）

1番	杉岡義信	2番	福本宗雄
3番	松本俊清	4番	西村典夫
5番	上好忠次	6番	西岡良祐
7番	和田榮雄	8番	石田春子

2. 欠席議員（なし）

3. 地方自治法第121条による出席者

町長	松本勇	副町長	山口哲志
総務財政課長	田中義信	企画観光課長	山本和宏
住民課長	東達廣	建設産業課長	川西隆二
同和対策室長	増田好宏	会計管理者	前田早智子

4. 議会事務局出席者

議会事務局長	藤田利則	総務財政課長	前田早智子
		補佐	

開 会 午前9時30分

議長（石田春子君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに平成24年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきましてありがとうございます。

平成20年11月6日改選後、初議会を開会され、それから早くも4年間の任期が目前に迫り、きょうここに任期満了の最終の定例会が開会されました。4年間で振り返りますと、さまざまな思いが胸中を去来し、まことに感無量でございます。議会議員選挙も10月21日に施行されることに決まりました本日、御出席の議員各位にはそろって再度、出馬されるものと去来いたします。どうか、選挙後もこの議場でお会いしたいと思います。各位の御健闘を心からお祈り申し上げます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会前のあいさつといたします。

ただいまから平成24年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長（石田春子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、上好忠次君及び6番議員、西岡良祐君を指名します。

議長（石田春子君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月21日までの11日間に決定しました。

議長（石田春子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る7月25日、府町村議会全議員研修会が京都で開催されまして、議員全員が出席いたしました。

8月24日、市町村議会議員1期目議員の研修会が京都で開催されまして、1期目議員が出席いたしました。

それに伴い、笠置町議会会議規則第121条の規定により議員派遣を行いました。

次に、町長からの行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日、9月定例会を開催いたしましたところ、全員の議員の皆さん方の御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

ことしも残暑が殊のほか厳しいわけでございますが、議員各位にはそれぞれ御活躍をいただいております。敬意を表したいと存じます。

本年も8月の豪雨によりまして、京都府南部、特に宇治市では大きい被害が出ました。被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、9月定例会に御提案を申し上げます案件でございますが、承認案件1件、決算認定5件、審議案件5件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお、決算監査につきましては、8月8日から10日までの3日間、会計監査員2名によりまして、各課の監査をお受けいたしました。審査の意見につきましては後ほど説明があると思いますが、主に行財政改革、実質公債費比率の改善、税収の向上、また危機管理意識を徹底し、住民の安心・安全な生活が送れるよう、努力するよう指摘を受けたところでございます。

それから、その他の諸般の報告を申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますが、桜の植栽に関します入札をめぐる裁判でございますが、住民の皆さん方には大変御心配をおかけいたしました。判決がおりましたので御報告を申し上げたいと思います。

平成23年、わ212号損害賠償請求事件でございます。京都地方裁判所において審議がなされてまいりました。口頭弁論7回、証人尋問1回、その他証拠書面による審議が行われてまいりました。結果、平成24年5月25日に結審し、平成24年7月10日13時10分に判決があり、平成24年7月24日裁判が確定をいたしました。

その内容は、主文1「原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告の負担とする」というものであります。結果は全面勝訴であるとはいえ、今後の入札業務、また業者の選定につきましては、より透明性を高める必要があると考えております。

そのほかの参加をいたしました業務を御報告申し上げます。

7月3日でございますが、相楽東部府連合議会が和東町議場で開催されました。相楽東部広域連合3カ年の検証が行われました。

また、亀岡市での事故を受けまして、通学路の安全に関する調査の報告が行われました。

7月4日、社明運動街頭啓発がJR笠置駅で6時30分から、その後社明運動推進委員会が9時30分から産業振興会館で行われました。小・中学校の報告、また各種団体の取り組み等について報告がなされました。

7月11日、区長会が開催され、新区長さんによる各区の要望が出されました。

7月15日、笠置町消防総合大会が開催され、火災時の消火を想定し、各チームとも厳しくその演技が競われたところでございます。

7月17日、城南土地開発公社理事会が城陽市で開催されました。

7月18日、南山城横断林道協議会総会が和東町で10時から開催されました。また、同日午後から、木津川治水会総会が京田辺で開催をされました。

7月19日、世界遺産40周年実行委員会が宇治茶業会館で開催されました。これは、宇治茶の世界遺産の登録を目指す会合でもございました。

7月23日、公益事務組合定例理事会が13時30分から相楽会館で開催され、同日、土地改良連盟総会が相楽会館で15時から開催をされました。

7月24日、鍋フェスタ設立総会が産業振興会館で開催され、鍋フェスタ実行委員会が組織されました。

7月27日、町村長研修会が自治会館で3時から開催されました。

7月29日、消防団でございますが、相楽支部総合大会が9時から南山城村で開催され、精華町が優勝をいたしております。

8月1日、人権擁護委員啓発活動が6時50分からJR笠置駅で行われ、同日、土木2団体総会が13時から平安会館で開催され、同日、住宅新築資金管理組合議会が16時15分から開催されました。

8月5日でございますが、消防団笠置……、もとい、消防団京都府操法大会が9時30分から丹波自然公園で開催され、笠置町が、一部が出場いたしております。

8月6日、宇治木屋線総会が14時から和東町で開催されました。

8月9日、国道連絡会要望活動が11時30分から府庁で行われ、各市町村の163号線等国道に関する要望が出されました。

8月10日、中部消防管理組合が9時から、同日、山城病院名称委員会が4時から開催さ

れました。

8月24日、国道163号線協議会総会が南山城村やまなみホールで14時から開催されました。

8月25日、部落解放同盟女性集会在9時20分から宇治市文化センターで開催されました。

8月27日、森と緑の総会が13時から相楽会館で開催され、同日、相楽事務組合定例理事会在14時から同じく相楽会館で開催されました。

8月28日、賀茂笠置組合議会在10時から木津川市で開催されました。同日、岡西新副知事が来所され、就任のあいさつを受けました。

8月30日、山城病院新名称選考委員会、山城病院60周年記念協議会が山城病院で開催されました。以上が諸般の報告でございます。

議長（石田春子君） これで諸般の報告を終わります。

議長（石田春子君） 日程第4、笠置町選挙管理委員並びに補充員選挙を行います。

地方自治法第182条第1項の規定により笠置町選挙管理委員並びに同条第2項の規定により補充員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

まず、笠置町選挙管理委員の指名を行います。

笠置町選挙管理委員には、上村秀夫君、谷村起造君、西窪 量君、西岡 保君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を笠置町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました上村秀夫君、谷村起造君、西窪 量君、西岡 保君、以上の方が笠置町選挙管理委員に当選されました。

次に、笠置町選挙管理委員補充員の指名を行います。

笠置町選挙管理委員補充員には、中尾重信君、藤田信行君、植村嘉典君、樺 紘一君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を笠置町選挙管理委員補充員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中尾重信君、藤田信行君、植村嘉典君、樺 紘一君、以上の方が笠置町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) 異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

議長(石田春子君) 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の候補の推薦につき意見を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件について御説明申し上げます。

任期の満了、平成24年12月31日により現在就任いただいております寺阪良子氏を再推薦したいので議会の意見をお聞かせいただくものでございます。

なお、任期は平成25年1月1日から27年12月31日までの3カ年でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(石田春子君) 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長(東 達廣君) おはようございます。

それでは、諮問第1号の説明を朗読をもって説明させていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。

平成24年9月11日提出。笠置町長、松本 勇。

記

氏名、寺阪良子氏。生年月日、昭和25年4月3日。住所、京都府相楽郡笠置町大字切山小字桜井6番地の1。以上でございます。

議長（石田春子君） この意見とは、この方が適任か不適任かの意見を求めるのでありますのでよろしく御承知ください。

これから意見を求めます。

寺阪良子君の、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。寺阪良子君は、これに適任である方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、寺阪良子君は人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件は適任と決定しました。

なお、この旨を町長に答申します。

議長（石田春子君） 日程第6、認定第1号、平成23年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第1号、平成23年度笠置町一般会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成23年度笠置町一般会計の歳入総額は14億2,347万7,016円、歳出総額が13億5,217万2,187円、歳入歳出差引額7,130万4,829円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が6,820万9,829円となっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（前田早智子君） 失礼します。平成23年度一般会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきますが、申しわけありません。配付させていただきました歳入歳出決算に基づく参考資料の中で一部修正があります。読み上げさせていただきます。

すので、訂正いただきたいと思ひます。

参考資料の3ページ、平成23年度対平成22年度の一般会計町税の比較表であります、上段の現年度分になります。最後の薄いこの参考資料になります。そちらの3ページ、現年比較表の現年度分、軽自動車税の23年度分の数値が誤っておりました。予算現額から読み上げさせていただきますので、修正お願いいたします。予算現額325万3,000円、調定額362万1,900円、収入済額345万3,100円、不納欠損はゼロ円、収入未済額が16万8,800円、予算現額と収入済額との比較が20万100円、収入割合の比較になります、予算対比が106.2%、調定対比が95.3%、町税対比が2%になります。すみません、修正よろしくお願ひします。

それでは、まず歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページと、先ほどの参考資料の2ページをごらんいただきたいと思ひます。

説明に当たりましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願ひします。

町税、1億7,073万7,000円、1億9,415万2,682円、1億7,401万6,779円、225万7,877円、1,787万8,026円、327万9,779円。

地方譲与税、610万円、調定額、収入済額ともに742万8円、132万8円、利子割交付金80万円、調定額、収入済額ともに65万3,000円、マイナス14万7,000円、配当割交付金、40万円、調定額、収入済額ともに43万7,000円、3万7,000円。

株式等譲渡所得割交付金、15万円、調定額、収入済額ともに9万8,000円、マイナス5万2,000円。

地方消費税交付金、1,700万円、調定額、収入済額ともに1,626万8,000円、マイナス73万2,000円、ゴルフ場利用税交付金、4,600万円、調定額、収入済額ともに4,425万2,300円、マイナス174万7,700円。

自動車取得税交付金、200万円、調定額、収入済額ともに243万7,000円、43万7,000円。

地方特例交付金、364万円、調定額、収入済額ともに364万。

続いて3ページをごらんください。

地方交付税、7億537万7,000円、調定額、収入済額ともに7億3,409万2,000円、2,871万5,000円。

分担金及び負担金、475万8,000円、471万6,730円、470万2,640円、1万4,090円、マイナス5万5,360円。

使用料及び手数料、1,783万6,000円、1,857万7,740円、1,488万9,970円、368万7,770円、マイナス294万6,030円。

国庫支出金、1億889万2,000円、調定額、収入済額ともに9,208万9,680円、マイナス1,680万2,320円。

府支出金、9,067万2,000円、調定額、収入済額ともに9,727万1,342円、659万9,342円。

財産収入、20万3,000円、調定額、収入済額ともに18万397円、マイナス2万2,603円。

寄附金、3万4,000円、調定額、収入済額ともに73万3,583円、69万9,583円。

繰入金、629万3,000円、調定額、収入済額ともに627万3,647円、マイナス1万9,353円。

繰越額、2,870万5,000円、調定額、収入済額ともに2,870万5,166円、166円。

続いて5ページになります。

諸収入、1億628万7,000円、調定額、収入済額ともに1億236万6,504円、マイナス392万496円。

町債、1億5,675万円、調定額、収入済額ともに9,295万円、マイナス6,380万円。

歳入合計は14億7,263万4,000円、14億4,731万4,779円、14億2,347万7,016円、225万7,877円、2,157万9,886円、マイナス491万5,984円となります。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書につきましては7ページ、参考資料については4ページをごらんください。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、翌年度繰越額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願ひします。

議会費、5,207万700円、5,134万2,648円、72万8,052円、72万8,052円。

総務費、4億2,252万6,395円、3億2,563万9,160円、7,895万3,000円、1,793万4,235円、9,688万7,235円。

民生費、3億3,117万1,000円、3億2,418万714円、699万286円、同じく699万286円です。

衛生費、2億9,983万3,000円、2億2,210万8,012円、772万4,988円、772万4,988円。

農林水産業費、1,972万2,000円、1,918万9,807円、53万2,193円、53万2,193円。

商工費、7,265万7,000円、7,148万4,311円、117万2,689円、117万2,689円。

土木費、9,990万8,000円、9,727万7,656円、263万344円、263万344円。

次に、9ページに移ります。

消防費、6,999万4,000円、6,693万159円、246万9,000円、59万4,841円、306万3,841円。

公債費、1億7,402万1,000円、1億7,401万9,720円、1,280円、1,280円。

諸支出金、21万1,000円、ゼロ円、21万1,000円、21万1,000円。

予備費、51万9,905円、ゼロ円、51万9,905円、51万9,905円。

歳出合計は、14億7,263万4,000円。13億5,217万2,187円、8,142万2,000円、3,903万9,813円、1億2,046万1,813円です。

続いて133ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出差引額が7,130万4,829円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が309万

5,000円。実質収支額は6,820万9,829円、地方自治法第233条の2の規定により、基金への繰入額を3,410万5,000円計上しております。

決算書の134ページ以降は、財産に関する調書になります。以上で簡単ではございますが、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（石田春子君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成23年度一般会計並びに特別会計について決算監査結果を意見書のとおり朗読をもって報告といたします。

意見書

1. 審査対象

- (1) 平成23年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 平成23年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 平成23年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成23年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成23年度笠置町後期高齢者保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) 財政健全化判断比率の状況
- (7) その他関係帳簿及び台帳

2. 決算審査日 平成24年8月8日（水）～10日（金）

3. 出席者 町長、副町長、総務財政課長、会計管理者、関係職員。

次に、審査の総括意見を申し述べます。

平成23年度笠置町一般会計及び特別会計決算について監査を実施した結果、決算書、予算執行台帳、出納簿、歳入簿、歳出簿、出納証書類において、間違いなく整理され、適正なものであったと認定する。

平成23年度においては、決算収支及び実質単年度収支は黒字となっており、また財政指標においても改善されてはいるが、それは国策による交付金等の設置による事業実施があったもので、当町としては引き続き行財政改革を推進するように努力されたい。

特に経常収支比率については、106.9%と前年度と比較して5.8%上昇している。これは、財政の硬直化を示すものであり、できるだけ早期に100%以下となるよう大胆に改善されるよう求める。そのためにも町単独事業については精査し廃止または見直しを進め、各種団体の補助金及び交付金の整理、物件費の削減、人件費関係の抑制等、限られた財源をいかに効率的かつ効果的、計画的に使っていくか、縦割りの効率だけでなく、横断的な総

合効率化に取り組むことがさらに必要である。なお、実質公債費比率が減少傾向にあるので、これは今後も進めてもらいたい。

また、重要な財源の1つである税及び公共料金の徴収については、一般会計、特別会計とも努力されており、収納率の向上が図られた。今後も引き続き滞納額が増加とならないよう徴収に努められたい。これは厳しい財政状況の中、財源の確保と住民の公平な負担の上でも重要な問題である。住民の意識改革に向けての取り組みや口座振替制度の利用による効率的な徴収の推進及び組織的な収納体制を構築する必要があると考えます。

なお、町税及び国民健康保険税については、滞納徴収を地方税機構に移管して3年になりますが、徴収についてかなり改善されている。今後も大いに期待するものであるが、さらに地方税機構と連携を図りながら不納欠損額を抑制するよう徴収されたい。

笠置町にとっては、交付金及び補助金は、財政運営上、命綱ともいえる重要な財源であるので、効果的な活用に努められたい。厳しい財源の中、予算編成は困難であると思われませんが、基金の取り崩しを当てにせず、歳入に見合った歳出予算編成を心がけることを強く望みます。

笠置町の良好な環境を生かした行財政運営を行うとともに、災害等不測の事態に対して危機管理意識を徹底し、住民が安心して安全な生活が送れるよう努められることを期待する。

また、住民にとって、笠置町が限られた財源でいかに効率よく行財政運営を行っているかが知りたいことであり、開かれた自治体を推進すべく、効率的かつ効果的な諸施策の執行を図られることを強く望んで、総括意見といたします。

次に、審査の結果を報告いたします。

(1) 決算規模

平成23年度一般会計及び特別会計の決算は、次のとおりであります。

次の表を御確認ください。

(2) 決算収支

平成23年度決算額は、一般会計においては、歳入総額14億2,347万7,000円、歳出総額13億5,217万2,000円で、歳入歳出差引額は7,103万5,000円と剰余金を計上している。

また、翌年度に繰り越した事業に必要な金額を除いた実質収支は6,821万円で、単年度収支では3,950万5,000円の黒字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額6億1,686万4,000円、歳出総額5億

4, 101万4, 000円で、歳入歳出差引額は7, 585万円を計上しています。

(3) 予算の執行状況

歳入は一般会計、特別会計あわせて予算現額20億6, 039万5, 000円に対し、決算額20億4, 034万1, 000円で、収入率は99%となっております。歳出は一般会計、特別会計あわせて、予算現額20億6, 039万5, 000円に対し、決算額18億9, 318万6, 000円で、執行率は91.9%となっています。

一般会計及び特別会計の執行状況は次の表のとおりでありますので、御確認ください。

(4) 財政状況等について報告します。

一般会計、平成23年度における決算額は、歳入総額14億2, 347万7, 016円、歳出総額13億5, 217万2, 187円で、歳入歳出差引額は7, 130万4, 829円の余剰金を計上している。

また、繰越事業に必要な金額を除いた実質収支は6, 820万9, 829円であります。正確な予算見積もりは困難であることは理解できますが、この危機的な財政状況の折、できる限り適正に歳入歳出を見積もり、根拠ある予算編成という原点に立ち返り、改めるよう努力されたい。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、106.9%と前年度より5.8ポイント悪化した。依然として100%を下回る状況には至らず、さらに改善を進めることが大きな課題であります。

地方債の現在高は12億3, 871万5, 000円と、前年度より6, 223万6, 000円減少し、実質公債費比率も18.4%と、これは1.7ポイント減少しております。町債を起こす場合には、有利なものを選択する等、今後も改善に努められたい。

平成23年度においては、地方交付税が平成22年度に比べ1, 400万円余り減額されたものの、歳入に占める割合が52.9%となっており、財政運営に国が大きくかかわっていることが浮き彫りとなっている。しかしながら、今後の国の動向を注視して行財政運営を行うとともに、町税を初め自主財源の確保等、国・府補助金等の有効な活用など、財源確保に努められるよう期待するものである。

なお、ごみ処理事務における企業系のごみについては、前年度から指摘しているが、事業主と十分協議し、住民に理解を得られるよう解決されたい。

歳出面においては、町単独事業の廃止及び見直しや事務事業の精査、また経費の節減などにより、経常経費の見直し等に努め、一般財源が伸び悩む中、今後も人件費、扶助費、公債

費の義務的経費の抑制等に努力を期待したい。

なお、町税の収入未済額が1,562万149円と、不納欠損処理を行っているとはいえ、前年度に比べかなり改善されていることは喜ばしいことである。徴収に努力されていることと思うが、住民に対し納税は義務であることへの理解と税の公平性を期すために、地方税機構と十分な連携を図り、税収確保に努められるよう期待するものである。

続きまして、平成23年度財政健全化審査意見書を朗読いたします。

11ページです。

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

①実質赤字比率、これは赤字がありませんので、—（バー）表示となっております。それから、健全化比率の基準としましては15%と。

それから、②連結実質赤字比率、これも赤字はありませんので、—（バー）表示となっております。基準としましては20%。

それから、③実質公債費比率、これは平成22年度は20.1%、平成23年度は18.4%と下がっております。この健全化基準は25%となっております。

④将来負担比率、平成22年度55.0%、平成23年度39.3%。これも低くなっております。健全化基準は350%ということであります。

(2) 個別意見

①実質公債費比率について、平成23年度の実質公債費比率も前年度に引き続き18.4%と、前年度と比較して1.7ポイント改善され、早期健全化基準を下回っているが、依然高い水準となっていることから、今後も有利な起債を充当する等していただきたい。

②将来負担比率について、平成23年度の将来負担比率は39.3%と、前年度と比較して15.7ポイント改善され、早期健全化基準を大きく下回っているが、今後も引き続き将来負担比率の抑制に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はありません。

次に、12ページ。

平成23年度経営健全化審査意見書を朗読いたします。

1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

資金不足比率につきましても、赤字となっていないために、—（バー）表示になっております。それから、経営健全化基準としましては20%という基準があります。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありませんでした。以上で監査結果の報告を終わります。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村でございます。

今年度の決算の中で、経常収支比率が5.8ポイント悪化しています。将来負担比率が39.3%と、非常に健全な値であるため将来は改善していくと思うわけですが、心配もしております。経常収益で人件費、扶助費、公債費の義務費が賄えない状態、思い切った施策ができないで硬直してしまいます。今までに、義務費については一定の見直しは終えたと答弁をいただいております。そうしますと、経常収益をふやさなければ比率はよくなることになりません。税収入や交付税もふえることは難しい中で期待はできません。そういう状況の中で、監査委員さんからも指摘もありましたが、理想とされる経常収支比率75%にいかにか近づかせていかれるのか、具体的にお聞かせをください。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 4番議員の西村議員の質問にお答えします。

経常収支比率が前年度より5%強の、ふえた、まずは要因としましては、監査委員の意見書にもごらんの……、ありますとおり、地方交付税が前年度より1,400万円が減額とな

った、また地域活性化交付金、きめ細かな交付金等の国策の補助金も23年度で終了となった、22年度と比べて大幅に減ったという部分が大きな要因であると、私は考えております。

その中で、今後、監査委員さんの意見書にあるとおり100%、また西村議員がおっしゃった75%という数字に向けて、どのように努力、考えているかという話だと思います。私は、非常に75%というのは難しいかなと思いますけれども、せめて100%を切る努力はしていく必要があるというぐあいに考えます。その中で、一定、財政改革等が義務的な経費の財政改革は進んでおりますけれども、ただ今後も必要に応じて改革等を講じていく必要があるかなと思います。それは、まず住民の方々にも、監査委員さんの意見書にありますとおり、町単独事業を町としてどのように考えていくか、また町の人件費についてもこれ以上抑制はできるかどうか、また義務的な経費についてもどのようなことにすることによって経費が削減につながるか。それと、大きな問題としましては、東部連合という一つの組織の中で、今、町長が諸般の報告で申しあげました3年目の検証の中で、それぞれの町村のやっている事務事業を東部連合のほうでできるかどうか、こういう部分にも大きな期待が寄せられていると、私はこのように考えております。日々、努力をしながら健全化に努めていきたいと思っております。その際にも、また議員各位の協力なり御支援を賜りたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） これから、ますます交付税も減額になっていくと思ひます。義務費の中の扶助費においても、そういう聖域と言われる部分にも思い切った切り込みもこれからは必要ではないかと、私は思ひますので、その辺はひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

町民税の個人の未済額474万6,574円上がっております。収入の見込みについてお聞きします。

それと、今回121万5,977円の不納欠損をされました。去年、不納決算について質問をいたしました。前年度は2,400万近く不納欠損をされました。これは、時効が過ぎて税機構も受け取ってもらえないのでこの際すべて処分し、今後、不納欠損はできる限りやらないよう努力するという答弁をいただいております。今回のこの不納欠損121万5,977円についてどういう経過なのか、お聞きをします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 町民税の不納欠損の121万5,977円の内訳だと思います。

まず、個人の滞納繰越分のほうで59万1,977円が上がっております。これは、平成

17年度、18年度の分で地方税法第18条の規定によりまして不納欠損したものでございます。同じく法人の部分で62万4,000円を不納欠損しております。これにつきまして、地方税法の18条の規定に基づきまして、法人の2社の分を不納欠損いたしました。この法人につきましては2社とももう休止状態ということでございますので、これは京都府の法人税と連携を保った中での処理をさせていただいたということでございます。それと、当然、総務財政だけじゃなしに国民健康保険のかかっている住民……（録音漏れ）……ないですけれども、極力不納欠損はしないように努力する。これは、監査委員の意見書にもありますとおり、地方税機構と十分な連携をとった中で目的を達成していきたいと思っております。ただ、滞納分はすべて地方税機構にもう移管しておりますので、地方税機構の中で、当然、不納欠損処理扱いをしていくとするならば、それはまたこの議会の中で報告をさせていただくと、今後はそのような形になるというぐあいに考えております。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） この滞納繰越分476万6,578円、これもみんな税機構に移管されている、そういうことで理解していいんですか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 滞納分はすべて地方税機構のほうに移管しております。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。和田君。

7番（和田榮雄君） 7番、和田でございます。

私から3点ほどお聞きをしたいと思います。まず54ページ。3節の職員手当の中で時間外手当というのが970万ぐらい計上されておりますが、これについての理由があると思っておりますが、理由と部署でどのぐらいの延べ人数、時間があるのか。

それと、資料の3ページ、歳入のほうで寄附金、23年度では73万3,000円、昨年度の3,000万というのは、これは桜の寄附金だと思うんですが、その辺の23年度はこの3,000万の関係はどうなのか、そして73万3,000円の寄附金の内容はどいつの方の寄附金なのか、まずその2点と、それからもう一点は、124ページの用地購入費……、公有財産購入費の中の用地購入費585万円、これはどこの用地を購入したのか、その辺御説明をお願いしたい。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。私のほうからは時間外手当等給付金に係る分をお答えさせていただきたいと思っております。

まず、時間外手当でございますけれども、どこの部署でどれぐらいの時間なのかという話でございます。申しわけございません。細かい数字は持っておりません。ただ、私の知る限りやっぱり一番多いのが総務財政課かなと、23年度ではそのように思っております。23年度につきましては、どこの部署とも、ある一定、時間外はしております。これは、庁舎第1……、もとい、本庁舎及び保育所、またデイサービス等々がすべて入った数字でございます。申しわけございませんが、細かい数字は今現在持っておりませんので、よろしくお願い致します。

それと、寄附金の23年度の73万3,583円の関係ですけれども、これは実は正式な名前は忘れた……、消防の入っていた任意団体のほうが解散をいたしました。解散したところ、これは雑入で入れるんじゃないかなということいろいろ話をしてたんですけれども、どうも寄附金としてそれぞれの市町村で対応してくださいよということで、寄附金に上げさせていただいたところがございます。以上でございます。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆二君） 失礼いたします。124ページの用地費について御質問ございましたので、その件をお答えいたします。

この用地費につきましては、切山の町道阪本線、京都府が実施しております切山地すべり対策事業にかかわる、関係する町道の工事の用地費でございます。工事につきましては、今後、京都府が工事を実施して、京都府に実施してもらえるということで、町が用地を買収した分でございます。以上です。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） ありがとうございます。寄附金については、そういうことで了解をいただきます。

ただ、この中でその1億の寄附金の関係の3,000万というのは、今年度はどうなのかというのが1点、もう全く入ってこないということになるのか、その辺の話はどうなんですか。少し聞かせていただきたいと思います。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

当初、1億円の寄附をいただくということで、初年度3,000万の寄附をいただいております。その後の寄附については、寄附者との、現在、交渉に当たっているわけではございません。花いっぱい委員会の委員長とも、今後、打ち合わせをしながら、寄附者と話し合い

を進めていきたい、そんなふうに思います。一応、先ほど御説明申し上げましたとおり、裁判の一件も終了いたしましたので、再度、寄附者と交渉をしてみたいと考えております。以上です。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） わかりました。まだ交渉をこれからも進めていくと、こういう話で理解してよろしいですね。

はい、わかりました。それでは、これで質問を終わります。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

この18ページの住宅使用料、これですね、収入未決済が286万3,270円、調定額で言いますと342万1,370円。これですね、非常にこの……、収入未決済分がね、非常に多いんですけども、どのような方法で行われているのか、今後どうするのか、ちょっとこれを説明してください。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆二君） 失礼いたします。ただいまの住宅の質問にお答えいたします。

結果的には、昨年度に近い形の未収入が残っております。全体、今50戸入っておられまして、実際滞納に上がってくる方というのはその50件のうちの十数件になりますけれども、この方につきましては、今、応能応益制度をとっておりますので、月の家賃が高い方に大体集中している傾向にあります。以前からも、昨年も同様でございましたが、個々に督促を出したり連絡をしておりますけれども、なかなか払っていただけない方がありまして、各個人ごとに、いつ払っていただけるのかということで、うちの職員のほうも手分けしまして一人ずつ回っております。ただ、おくれても払っていただける意思のある方につきましては、今の全体の金額が下がらないように、要は現在も入居しておられますのでその金額プラス滞納分ということでお願いをして、順番に回っております。それと、今後につきましては、以前にもこの議会でも御質問ございましたけれども、現に保証人という制度がありますが、町といたしましては、まだ連帯保証人の制度は使ったことがございませんので、今後につきましては、どうしても払っていただけない方につきましてはそちらの保証人さんのほうにも連絡いたしまして、することを現在検討しております。以上でございます。

議長（石田春子君） 松本君。

3番（松本俊清君） これもですね、未決済額が非常に多いんで、できるだけ努力してもらい

たいと思います。

続きまして、26ページですが、企画費委託金の件なんです、393万円、緑の分権改革調査事業の内容を説明してください。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

緑の分権改革の事業内容ということで、間伐材、小径木の収集試験、それとわかさぎ温泉の木質ボイラーへの導入可能性の検討といったことの内容となっております。以上です。

議長（石田春子君） 松本君。

3番（松本俊清君） ちょっと、すみませんけれども、もう一度、説明をしてほしいんですけども、ちょっとね、理解に苦しむんです。声もちょっと大きくして言うてください、すみませんけれども。

それで、続きまして、この66ページなんですけれどもね、委託料659万9,400円。内容にしましては、笠置町活性化計画作成委託300万、緑の分権改革調査事業359万9,400円となっているんですけどもね、この、先ほど説明聞きました企画の393万円の異差はこれどうなっているんですかね、33万600円という異差。説明してください。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 359万9,400円につきましては、緑の分権調査事業の調査委託ということでアルパックという会社に支出をしております。残りの分につきましては、消耗品や印刷製本費等々の分が上がってきます。393万から359万9,400円の委託料を引いた分につきましては、消耗品や印刷製本費といった事務費等の分に充てております。以上です。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。上好君。

5番（上好忠次君） 5番、上好です。

私、この決算の関係の意見書についてちょっと一言言わせていただきたいと思います。

今までずっと決算されておるわけなんです、いつも各コクモンにおいて、望むものであるとか、努められたい、努力されたいというのが、ずっとここ……、まあ、私が議員になって4年目ですけども、続いておると。数字はそういうふうになるんかしらんけれども、笠置町の現状では一定の理解はしておりますが、言葉は悪いが、決算議会を通すためのセレモニーになってはいけません。特に、例えば今回などは一般会計の企業系のごみについては前年度から指摘しているが事業主と十分協議し、住民に理解が得られるように解決されたいと

いうことが出されておりますが、一体これはどういう取り組みしているんかということ、ちょっと聞かせてもらえますか。だれからでも結構です。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

決算意見書のほうで6ページ下段、ごみ処理事務における企業系のごみについてはどうかでございまして、この取り組みにつきましては、一昨年、監査委員から御指摘、御意見をいただきまして、企業系ごみといいますのは事業活動から出る一般廃棄物というふうなとらえ方をします。事業から出るごみは、やっぱり事業主が責任をもって処分するのが通例でございまして、この企業系ごみについては、実際は笠置町のごみとして収集処理されておられて、その処理のあり方がやはり笠置町のごみの負担金に反映するから、これはやはりその事業主が処分するものであろうという意見をいただいた中で、そこの企業、事業……、事業主さんと文書を……、こういうことですので協議をしますという形の文書を送付させていただき、その上でそれをもとに実際協議をいたしました。しかしながら、協議の結果、残念ながら現在は合意に至っておりませんが、引き続き協議をしていきます。以上でございます。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） わかりました。

それで、この細かい数字なんですけど、118ページの河川敷の草刈り委託の52万5,000円あるわけなんです。これは、どういう場所で、どういう関係でやっているんか、ちょっと伺えますか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 河川敷の草刈り委託ということで、これについては国交省のほうから占有を受けております箇所、笠置町から観光協会に委託をしていると……、維持管理等の委託をしている場所なんですけれども、河川敷のキャンプ場とか、その付近の草刈り委託でございます。以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） ちょっと、わかりにくかったんやけれども、要はこの……、何ですか、何ていうの、あれ……、水辺の楽校か。あれを、国からいただいたと。その草刈り、やっているということかな。もう一回。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 水辺の楽校の箇所とは違います。現在、観光協会のほうが管

理・運営しております。橋よりか下流のキャンプ場のところで、当然、グラウンドゴルフとかそういったところも、当然、観光協会の維持管理はされておるんですけども、その辺については含まれていないんですけども、そこから川寄りですね、川寄り付近の草刈り、テントとかキャンプとかされる……、よくされている箇所付近の草刈りでございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。福本君。

2番（福本宗雄君） 23年度の町税滞納は地方税機構がすべて徴収しています。決算書では不納欠損額が225万7,877円、収入未済額が1,787万8,026円ですが、これは件数で何件でしょうか。また、戸数でもわかっているらば教えてください。2ページ。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 今、質問いただきました収入未済額の1,787万8,000円の内訳ということですか。申しわけございません。この分については19年度以降の分でございます。件数はちょっと今のところ資料を持ち合わせておりません。

ただ、不納欠損した部分の件数はございますので、その分は御説明させていただきたいと思っております。

まず、町民税でございます。59万1,977円、これは62件を不納欠損いたしました。それと、法人税の62万4,000円につきましては、不納欠損の件数は3件です。

固定資産税の91万7,300円は101件でございます。

軽自動車税は12万4,600円の不納欠損額に対して29件でございます。

収入未済額の件数等につきまして、時間いただきまして、また早々に報告させていただきたいというぐあいに思っております。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 滞納額は、22年度と比較して3分の1です。督促状を出した後はすべて地方税機構が事務を行うので、笠置町では直接的にタッチしないという当初の説明がありました。納税相談等はあったのかなかったのか、あったとすればその対処はどうしているのか、お聞きします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

滞納があった場合の納税相談が来られたときの対応はどのようにしているかということでございます。原則は、議員も御指摘されたとおり、地方税機構のほうに納税相談は行ってくださいという話はさせていただいております。ただ、当町でも一般税でも納税相談は来られた

ことがあります。その際は、一定、そういう話はさせていただきますけれども、ただ、どうしても当町との話となれば事前に地方税機構のほうに、こういう話があるのでうちと納税相談をやらせいただいた結果をまた報告すると、こういうパターンもございます。ただ、原則は、申しわけございませんが、滞納はあくまで地方税機構の事務処理になっておりますので、そちらのほうでやっていただくというのが原則的な考えをしておりますので、よろしく願いします。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 町税の徴収額がふえるのは、公平性の面からも財政的な面からも大きな前進です。しかし、不況が続く中で地方税機構がかかわり、行政から住民の顔が見えにくくなるという大きな問題が残されます。地方税機構は税の取り立てを仕事につくられた組織です。自治体は、住民の福祉と暮らしを守ることが仕事で、今までは納税の相談もしてきましたが、今は税機構に任せています。

町の財政が厳しくなっているということは、納める住民の懐も厳しくなっているということです。住民の暮らしを把握するために、どのような努力をしているのでしょうか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。

町財政が厳しい中、地方税機構の徴収も当然一つの財源として、我々はそれを生かしていくというところがございます。その中で、今、福本議員がおっしゃいました、当然、自治体の仕事は住民に福祉に寄与するということが、自治体の機構法でもうたっている公務員の仕事であるということも、当然、職員は認識をした中でそれぞれの課がそれぞれの仕事に応じて住民の方々の生活状態、また健康状態等を把握した中で仕事を進めております。

一つ、地方税機構の話となれば、当然厳しい、今、経済状況でございます。その中ですべてを納めよとかそういう話じゃなしに、先ほど話ありました納税相談の中で、その状況に応じた中での分納誓約という部分はしていただけると、またしていただくと、そのような体制を組んでおりますので、それぞれの課が直接住民の顔が見にくくなったとおっしゃいますけれども、笠置町の中では現年分の徴収、一般税も国保税も含めて、当然、それは住民の方々から集金に来いと言われれば足を運ばせていただいておりますし、またいろんな部分での相談事があるとするならば、また足を運ばせていただいた中で顔を見て行政をやっているつもりでございますので、そこは御理解を賜りたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（石田春子君） ほかに。杉岡君。

1番（杉岡義信君） 1番、杉岡でございます。

54ページの報酬の中で、町の協力委員が上がっています。それは、団体を指すのか個人名を指すのか、ちょっと教えていただきたいのは1点でございます。

そして、60ページ。これは、防災のほうと思うんですけども、高山ダムと布目ダムの審議会。布目ダムには審議会はされてまして、高山ダムにおいては審議会はされていない。

それと、68ページの、これも報酬なんですけれども、私が前回もちょっと指摘させていただいたんですけども、防災会議がなされていない。何年間なされていないのか、ちょっとそのところ、お金上がっているんですけども、そういうこと、一応関連しますんでね、ちょっとお願いします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま、杉岡議員のほうから質問いただきました報償費の関係で、また負担金の関係で3件あたりいただきました。

まず、1点目の54ページの報酬の町政協力委員につきましては、これは個人の分でございます。各区長さんということで、町政協力委員という形で各区長さんがやっております。

それから、2点目の60ページの高山ダムと布目ダムの関係でございますけれども、今、それぞれの協議会の中で負担金を求めているところと求めていないところがございます。高山ダムの放流連絡協議会につきましては、負担金は出しておりませんが、組織としては存続しております。以上です。

続いて、3点目の防災会議の委員報酬が報酬ゼロということで話ございました。防災会議の委員報酬だけじゃなしに、23年度でそれぞれの委員さんが集まっていない科目については、それぞれ支出はしておりません。ただ、防災会議につきましては、実は昨年3月11日の東北大震災起こる前に、実は笠置町の防災計画は見直しして、京都府とある一定、詰めの段階まで行っていました。それをつくった後、防災等で委員さんに話をさせていただいて了解を得るという話まで進んでいましたけれども、あの震災が起きた後、今、国でも防災計画の見直し、京都府でも特に原子力防災の関係で見直しをされております。そしたら、それぞれの自治体、笠置町は30キロ圏域には入っておりませんが、それ以外の自治体が原子力防災にかかわる部分で何か……、必要というんですか、協力できるような項目があるとするならば、それも防災計画の中でうたっていく必要があるということになっており

ます。2週間ほど前に、そういう防災計画の担当者会議がありました。今後も引き続いてある中で、笠置町の防災計画をその辺を網羅した中で、再度検討させていただいた中である程度の骨子ができたら防災委員さんのほうで話をさせていただいて、そのときに集まっていたかどうかというぐあいに考えております。ただ、御指摘のとおり、年に1回ぐらいそれぞれの委員報酬が予算化しているとするならば、集まって何らか話しするというのも一つの考え方もございますが、現在のところ、先ほど申し上げましたとおり、そのように対応を考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 杉岡でございます。

今、町政の協力員は区長やと。そのほかにもろもろとあると思うんですけどもね。

次のページ、56ページ8項目めで報償費。区報償となっているの、これ報酬と報償の違い、ちょっと教えてもらえるか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 56ページの区報償費につきましては、それぞれ各区長さんのほうで、毎月、配布物をお願いしております。その配布物を配っていただくという部分で、戸数に単価をかけてそれぞれ年間を、年度末に……、年度末以降、4月か5月ぐらいになりますけれども、一括で現在のところ各区に払わせていただいていると、それが報償費でございます。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） わかりました。

それで、布目ダムと高山ダムの、同じダムなんですけれどもね、私、消防団させていただいたとき、高山ダムの協議会に一回出させていただいた経過あるんです、昔の話やけれども。それは、ダムの調整とかいろんな話の中で、大雨が来たとか、そういうせきとめていただくような話をするんです。だから、今、京都府南部であれだけの大きな災害があった。もう、何キロも離れていないこの辺で、ああいう大きなね、水が来たときに高山ダムでとめていただくような話を常日ごろからしていかないと、私も、そのとき何回か言わせていただきました。あの人らは、ある程度たまるともういや応なし出すんですわ。とめてはくれないですよ。だから、常日ごろから調整をしていただかないと、あの人らはもう事務的に水は出します。だから、日ごろから陳情……、会議をして、これはこう要るんや、こうしてほしいなということを用意しておかないと、出した後、下に水が来たときには遅いんで、そういうところ

もやっぱり1年に1回、2回ぐらいはやっぱりそういうことしたほうがいいんじゃないかというふうに思うわけでございます。そして、また防災については、また、私、21日の日に一般質問の中に入れさせてもらおうと思うんですけれども、やっぱり常日ごろから、どういう形でこういうことができたらかようなことをするんやということも、やっぱり常日ごろから、委員さんはどういう形の中で構成されているかわかりませんが、そういうことも日ごろから行っていただきたい。こういうふうに思うところは、そこまたちょっと話があったらしてください。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問というんですか、話をいただきました。

まず、1点目の高山ダムにつきましては、それは議員さんの御指摘のとおり、我々も十分それを承知した中で話をしていますし、また今はもう機械の中で高山ダムの放流という部分もわかっています。ただ、ダムは本流……、伊賀から来る水の部分も注視した中で特に飛鳥路の潜没橋がもうつかの間に近づいたときには、そこまではぎりぎり見きわめた中でとめてはいただいております。ただ、今おっしゃったとおり、上流とかでたまってきたやつは出します。じゃ、一つの例を言えば、一昨年の花火の大会のときでも、あれは警報は出ていて後、大雨降りました。あのときでも花火大会を開催するというので、何とかいうことでしばらくはとめていただきました。その後、出した中で避難を誘導するという経過もございます。ただ、議員さんおっしゃるとおり、確かにそういう部分ありますけれども、笠置町としましても、また防災は私のほうから、また道関係については川西課長のほうで、十分ダム等は調整はしていますし、お願いもしております。そのところは、ちょっと御理解をしていただきたいというぐあいに考えます。

もう一点、防災の委員さんのにつきましては、これはまた議員さん御指摘のとおり、今後は必要に応じていう言い方は失礼でございますけれども、何か今みたいなことがあれば、またそれも防災委員さんが集まって協議の一つの対象になるとするならば、またそれは検討させていただきたいと、そのように思います。以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村でございます。

56ページの町長の交際費2万1,000円計上されております。額は小さいですけども、町長の姿勢が問われる大事なものと、私は考えております。2万1,000円の内訳をお聞きします。その支出される根拠となる内規なようなものを決められておるのか、それ

もお聞きします。

もう一点、冠婚葬祭に係る経費は予算計上されておりませんが、いかなる場合でも公費支出はされておられないのか、その辺確認をお願いします。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 町長の交際費でございますが、2万1,000円と計上されています。

これは、自治功労者等の葬祭費に使っていると思います。先ほど、葬祭費についての予算計上すべきではないかということだと思っておりますが、葬祭費については私的な交際ということで、町長のみずからの出費で現在おつき合いをいただいているというのが現状でございます。

2万1,000円の内訳については担当課のほうから御説明を申し上げます。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 失礼します。

2万1,000円の内訳ということでございますけれども、これは大体が、今、町長がおっしゃいました葬儀に係ります生花代ということで出させていただいております。ただ、自治功労者の方に対しては内規はございますけれども、それ以外の方についてはちょっと内規はないかなというぐあいに思っています。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、功労者の方への慶弔代、公費として出されておると。

私は、そういうしっかりした内規をつくられてしっかり線を引いておかなければ、そこに町長行かれてこっちに来られていない、そういうね、不公平感が町の中ではそう思われているわけです。だから、その辺の姿勢というのかな、それをはっきりされるのにも内規をしっかりと決められて線引かれてここで町長が変わられてもそういう支出はきちんとされる、それが、私は、望ましい姿であると思っておりますので、その内規をつくられる必要があると、私は思いますが。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 確かに、おっしゃるとおりだと思います。組織の参列につきましては一応町長ということで呼び出しをされますので、私の都合のつく限りはお葬式に参列をさせていただくということになっています。

しかし、その基準というんですか、町民だからすべて行かなければいけないのかと言われれば、先ほども言いましたように、お葬式のつき合いは私的なつき合いであるという意味から、私は個人的におつき合いをさせていただき、香料のほうも私のほうから私的に出費をし

ているという状況にあります。おっしゃるように、こういったものもきちっとした線引きが必要かと思います。これから、ちょっと検討させていただきたい、そんなふうに思います。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。福本君。

2番（福本宗雄君） 106ページ、107ページにかかわって、クリーンセンターにかかわって質問します。

平成21年度決算では負担金が約8,290万円、平成22年度決算では負担金が約7,887万円、平成23年度決算では負担金が約7,211万円と、毎年400万円から600万円、2年間では約1,000万円減になっています。この減額の理由は何ですか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

今、御質問がありました22年度から負担金が減額しているというふうなことで、御意見がございました。その中には、施設分担金、普通分担金、特別分担金ということで、大きく分けて3種類ございます。

それから、もう一つ押さえておきたいのは、23年度に相楽東部広域連合に移管したというふうな要素がある中で、主に下がった要因を、今、若干見てみますと、施設分担金につきましては、21、22、23と……、21から22につきましては、約2,000万ほど下がっています。22から23につきましては、そんなに変わってございません。あと、普通分担金につきましては、21から22につきましては、500万ほど下がっています。

22から23については、ほぼ横ばい状況。それから、特別分担金については、21から22については、330万ほど下がっている。それから、22から23については、反対に100万ほど上がっている。こういうふうな中でトータル的に見れば、21から22につきましては、約100万ほど下がり、それで反対に22から23につきましては、トータルで決算額で言えば100万弱……、100万少々上がった決算になっているというふうな状況が分析できるところでございます。以上でございます。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） ごみ減量、資源ごみの再生利用が当たり前の社会になってきました。笠置町では減量はどのような状況でしょうか。1世帯当たりのごみ量の比較をされているのなら、答弁してください。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

減量化の、まず御質問でございますが、御承知のとおり、もう今……、特にコンポストというのは需要はございませんが、今は電磁式のごみ処理機という生ごみ処理機を年1回ほど広報させていただいて普及に努めているところでございますが、年数台の実績しか上がってございませんが、そういう減量化の取り組み、あとは分別収集の啓発等、日ごろから常にクリーンセンターと連携をとりながら実施しまして減量化に取り組んでいるというふうなことになろうかと思えます。

それから、1世帯当たりのごみ収集量でございますが、ごみ……、普通……、先ほど言いました普通分担金の中にごみ処理量、収集量とは若干違うんですが、処理量をつかんでおりまして、それを世帯で割れば700世帯ほどになります。1世帯当たりのごみ量が出るということになります。今、数字としてはつかんでおりませんが、ごみ処理量を報告させていただきます。21年度464.28トン、それから22年度378.87トン、それから23年度379.78トン。以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村でございます。

106ページ、委託料として水質検査3万870円上がっております。これは、打滝川、布目川の定点における水質検査と聞いておりますが、ぜひ白砂川、木津川も含んでいただきたいと思えます。といいますのも、白砂川は水遊びのメッカにもなっておりますし、木津川は上流付近で不当な廃棄物処理をされていたため、基準をはるかに超えるPCBや鉛、マンガンなどが検収をされております。木津川の汚染が心配されます。ぜひ、白砂川、木津川もこの水質検査をやっていただきたい。どうでしょうか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

今の御質問でございますが、言われましたとおり、過去の数値を持っております。定点検査であります。白砂川、木津川の追加につきましては、要望としてお聞きさせていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） ぜひとも、お願いをいたします。

私は、町でいろんな検査をされております、例えば水道の検査、また今の河川の検査、この結果は私たち町民は知る権利があると思えます。ですから、水道の検査にしたって、この河川の検査にしたって、ホームページや、また広報などで必ず町民の方に知らせていただき

たい。また、水道もこういう安心な水道を供給しているということはね、内外にもアピールする機会ですので、ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思います。その辺どうですか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

公表につきましては、御意見を踏まえまして、担当課としても取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆二君） 失礼します。

今、水道の話も出ましたのでお答えしたいと思います。近隣の市町村ではホームページで公開されているところがございますので、今後につきましては、同じようなことができるかどうかというので、検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。ちょっと、確認の意味で質問いたします。

118ページの公園清掃委託277万2,000円という決算出ていますけれども、この公園の清掃を委託している範囲、ちょっと説明してください。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 委託している箇所については笠置山自然公園ですね。山上、それもアカチ谷からハモクへ下る道が範囲となっています。その中で、トイレは浜公園のトイレとアカジ谷のトイレ、それともみじ公園にあるトイレ、そういったものの清掃も含まれております。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 浜公園については、トイレだけということになっておるんですか。公園…、あれは府立公園ということで補助金をいただいていると思うんですけども、河川のほう……、山はわかりますけれどもね、河川の、木津川の周辺というのはどこまで範囲……、指定されているのか。というのはね、花いっぱい委員会で23年度植樹したんですよ、保全チームによって。その植樹したところの草刈りというのは一応やってもらったんですけども、公園いうか、どれだけ公園いうかちょっとはっきりしないんですけども、あの辺の草刈り、そこだけ刈ってほかほうっておくこともできないというようなことで、かなりしんどいということも聞いていますんで、草刈りとか……、木津川のほとりのあの公園の中の草刈りとか

というのはこの中には含まれてないのかどうか、それを確認します。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 東海自然歩道の上の公園というか、ところをおっしゃっていると思うんですけども、あそこについては含まれておりません。というのは、基本的に俗に言う里道とか、笠置前内の道ですね、そういったところの軽微な草刈りということで委託料を府のほうからされております。そういうことで、おっしゃっている浜公園……（録音漏れ）……東海自然歩道の線路寄りの公園ですね、そこにつきましては、この委託の中には含まれておりません。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 府立公園や……、そこも府立公園の範囲の中やから、含めてもらったらどうなんでしょうかね。

それと、それに関連して、先ほど上好議員のほうからの質問で、水辺の楽校のところはこの河川敷草刈り委託には入っていないという説明でしたけれども、あれは23年度に一応水辺の楽校ということで整備工事が国によってなされましたわね。その後、あとの保全維持管理はどこがやっていくのやというのは、多分、何か協議会か何かで決められているはずと思うんですけども、もう今現在、もとの雑草の草場みたいになってますけれども、あの辺の管理は今後どういうふうにしていくとされているのか、ちょっと説明してください。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 以前につきましては、国交省のほうがある程度、年に1回ですか、刈っていただけたんですけども、国交省の予算等の関係で、昨年……、一昨年ですか、その前の年でしたか、それから草刈り等の予算がないということで、水辺の楽校ができるできないにかかわらず維持管理は、笠置町だけではないですけども、管理するところの維持管理はできない……、草刈り等の維持管理はもうできないということでは言われていました。その中で、水辺の楽校が完成して水辺の学校の協議会、草刈り等については笠置町の管理になってきますし、また今後、水辺の楽校の協議会等々、話ししながら維持管理について検討していきたいと思います。あくまでも、そういった中で町が維持管理をしていかなければならないということとなります。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 今まで国がやっていたんが町へ振られたような形になってますけれども、河川としては国は確かに草を刈らんでも別に危険じゃなかったらええわということにな

と思うんですけれども、笠置町としては観光の町としてやはり府立公園の周辺、それから木津川の河川敷については草を刈ってきれいにしていかなければならないということで、町でやっていかなければならないというのはわかりますけれども、そしたらそれはどういうふうに、また予算等もちゃんと組んで計画はされているわけですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをさせていただきます。

先ほど、課長が説明申し上げましたとおり、今まで国交省でやっていた草刈りがそれぞれの市町村におりてきたという、そういったことで昨年から観光協会等のボランティアで木津川の北岸等も刈っていただいているという経緯もあります。それで、水辺の楽校につきましては、はっきり申し上げて、今、手つかずの状態にあるわけですが、こういったところの草刈りにつきましても今後はきちりとした予算化した上で、町の保全管理をするならば保全管理をしていかなければならないだろうと思います。やはり、水辺の楽校、せっかく国交省のほうで整備をしていただいた施設でもありますので、これからの観光の一つの、どういんですか、材料として水辺の楽校と、それから笠木のキャンプ場とも結べるような、これからの施設の整備といったものが必要になってくるのではないだろうかと考えております。そういったことも含めて、水辺の楽校はこれから笠置町でやはり管理をしていく必要があるのではないだろうかと考えております。以上です。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 7番、和田ですが。

ちょっと1点、118ページの同じ先ほどのページなんですけど、委託料で測量試験委託というのは、これは内容、どういう内容か、お聞かせいただけますか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 測量試験委託ということにつきまして、これにつきましては桜の植栽の工事の設計委託でございます。以上です。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 桜の植栽の設計といたしますと、どこに、例えばどれだけ植えると、そういう設計なんです。ちょっと、内容的にどういったものか、詳しく。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたします。

どこに植えるかとかという計画ではなく、その計画につきましては花いっぱい委員会等で

御審議等いただいて箇所決定をして、それに基づいてその桜を植えるのに対して材料費や植え手間等々、その工事に係る設計でございます。以上です。

議長（石田春子君） わかりましたか。

先ほど福本議員の滞納の件数を答弁していただきます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 先ほど福本議員から御質問いただきました収入未済額 1, 787万8, 026円の件数がちょっと今調べてわかりましたので、御報告させていただきます。

まず、個人の町民税の580万8, 434円は320件です。

続いて、法人の38万3, 300円は4件です。

続きまして、固定資産税の1, 114万9, 296円は628件。

軽自動車税の53万6, 966円は112件でございます。

これは、あくまで件数です。戸数は申しわけございません、把握しておりません。以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西村さん。

4番（西村典夫君） 西村です。

今、課長のほうから軽自動車税の滞納、112件あるとお聞きしました。私、いつもこれ不思議と思うんですけども、軽自動車の車検を受ける際に納税証明書が要ります。こういうたくさん滞納があるということは、無車検で乗っておられるというそういうことを考えてしまうんですけどもね、その辺はどう感じておられますか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。

この件につきましては、月例監査の中で監査委員さんからもいろいろ話もございます。確かに、継続車検を受けようと思えば納税証明書が必要ですので、滞納していたら車検を受けられません。ただ、考え方として、2年車検で1年間滞納して最後の年の分と車検前に破棄した場合、2年間はそのまま滞納ということもあり得ます。ただ、我々としましては納税証明を出す際には、当然、前年滞納があるかどうか確認して、また、今、機械ですので滞納があればすぐ出てきませんので、もし滞納者が車検を……、証明をとりに来られたときは古いやつもいただいております。だから、こんだけ残るといのは、もういろいろな要因もございますし、また転出して譲渡された場合でしたら一々納税証明も必要ではございませんし、ただ継続車検を受ける場合は必要なんですけれども、先ほど言いましたとおり、これは車検

……、要は廃車する前の分の2年間はたまる、最高2年間は滞納するということもあるということと御理解をしていただきたいと思います。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。福本君。まず、原案に反対者の発言を許します。福本宗雄君。

2番（福本宗雄君） 一般会計に反対の立場から討論します。

私は、行政というのは常に住民の立場に立った公正で民主的な運営をするよう努めるべきであり、不明朗なところは極力なくしていくというようにしなければいけないと考えています。

平成11年以来、相楽郡東部クリーンセンターの施設の運転を業者委託されていますが、施設の運転、運営については直営でなされるべきだと考え、建設当初からこの点を主張してきました。

施設の運転については、指導監督する人を配置しないで指導することはできず、結局、業者丸投げをする委託のやり方に対しては特定の業者のためにこの施設をつくったのかという批判の声は根強く、行政はこの批判にしっかりこたえていません。

また、一昨年、クリーンセンターは相楽東部広域連合に編入しました。広域連合は3町村の教育委員会という位置づけでしたが、無理やりこの中に入れてしまい、より一層その運営を住民から遠ざけ、見えにくくしてしまいました。

町民の町税の滞納にかかわっては、地方税機構へ移管し、一定の成果を出しています。しかし、町が滞納相談にかかわらないということから、住民の暮らしは行政が把握する努力をしないと困難な状況が生まれます。

不況が長引き、さらに笠置町では高齢化が進んでいます。地方税機構への委託は、マイナスの要因も多々あることを述べて反対討論とします。

議長（石田春子君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成23年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(石田春子君) 挙手多数です。したがって、認定第1号、平成23年度笠置町一般会計決算認定の件は認定することに決定しました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

議長(石田春子君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(石田春子君) 日程第7、認定第2号、平成23年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 認定第2号、平成23年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成23年度笠置町国民健康保険特別会計の歳入総額は2億5,791万8,334円、歳出総額が2億549万3,914円で、歳入歳出差引額及び実質収支額とも5,242万4,420円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(石田春子君) 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者(前田早智子君) 失礼します。

それでは、平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページを、参考資料につきましては5ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、不納欠損額及び収入未済額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきます。

国民健康保険税、4,102万3,000円、6,368万76円、4,390万7,600円、281万3,300円、1,695万9,176円、288万4,600円。

使用料及び手数料、1万円、調定額、収入済額ともに3万3,600円、2万3,600円。

国庫支出金、2,851万8,000円、調定額、収入済額ともに3,840万6,181円、988万8,181円。

療養給付費交付金、698万7,000円、調定額、収入済額ともに938万9,000円、240万2,000円。

前期高齢者交付金、8,743万8,000円、調定額、収入済額ともに8,743万8,387円、387円。

府支出金、1,097万6,000円、調定額、収入済額ともに2,382万4,489円、1,284万8,489円。

財産収入、3万円、調定額、収入済額ともに6,264円、マイナス2万3,736円。

共同事業交付金、1,286万5,000円、調定額、収入済額ともに1,286万5,730円、730円。

繰入金、1,127万3,000円、調定額、収入済額ともに1,122万1,754円、マイナス5万1,246円。

繰越金、3,070万8,000円、調定額、収入済額ともに3,070万8,656円、656円。

諸収入、27万9,000円、調定額、収入済額ともに11万6,673円、マイナス16万2,327円。

3ページに移りまして、歳入合計が2億3,010万7,000円、2億7,769万810円、2億5,791万8,334円、281万3,300円、1,695万9,176円、2,781万1,334円です。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書につきましては5ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

総務費、165万7,000円、134万3,383円、31万3,617円。

保険給付費、1億5,371万円、1億3,194万9,927円、2,176万73円。

後期高齢者支援金等、2,375万8,000円、2,375万5,180円、2,820円。

前期高齢者納付金等、7万4,000円、7万694円、3,306円。

老人保健拠出金、3,000円、1,768円、1,232円。

介護納付金、1,073万5,000円、1,073万4,853円、147円。

共同事業拠出金、2,734万7,000円、2,734万5,164円、1,836円。

保健施設費、200万9,000円、161万3,500円、39万5,500円。

7ページに移りまして、公債費、5万9,000円、ゼロ円、5万9,000円。

諸支出金、875万5,000円、867万9,445円、7万5,555円。

予備費、200万円、ゼロ円、200万円。

歳出合計は2億3,010万7,000円、2億549万3,914円、2,461万3,086円です。

決算書の最後の33ページをごらんください。

歳入総額2億5,791万8,334円、歳出総額2億549万3,914円、歳入歳出差引額が5,242万4,420円となっております。

実質収支額も同じく5,242万4,420円です。以上で簡単ではございますが、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（石田春子君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、国民健康保険特別会計の決算監査結果を報告いたします。

平成23年度における決算額は、歳入総額2億5,791万8,344円、歳出総額2億549万3,914円で、歳入歳出差引額5,242万4,430円の余剰金を計上しました。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税4,390万7,600円（17%）、前期高齢者交付金8,743万8,387円（33.9%）、国庫支出金384万681円（14.9%）、一般会計からの繰入金1,122万1,754円（4.4%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が1億3,194万9,927円と歳出全体の64.2%を占め、後期高齢者支援金等2,375万5,180円（11.6%）、共同事業拠出金2,734万5,164円（13.3%）となっている。

国民健康保険特別会計は、制度上流動的な要素が多分にあり、医療費の増減については予想が立てにくいものと推察するが、常に医療費の動向に留意するとともに、医療費の抑制を図るためにも、予防保険事業に検討と工夫を加えて取り組み、高齢化に伴い、今後さらに予

想される厳しい状況に万策を講じていく必要がある。

一方、本年度においても、保険料の不納欠損後の収入未済額が1,695万9,176円となっている。国民健康保険事業の健全な運営のためにも、滞納分の徴収については地方税機構と連携を図り、加入者間の負担の公平化を期すためにもさらに徴収に努力され、なお、短期健康保険証の発行についても検討するよう強く望むものであります。以上です。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。福本君。

2番（福本宗雄君） 1、国保税の徴収も地方税機構に移管していますが、問題は起きていませんか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

ただいまの問題、質問でございますが、一般税と同様に移管しています。

本格的な移管は23年度からしております、まるまる1年がたつわけでございます。問題はありますかという御質問でございますが、事務的にはいろいろ課題も抱えております。その都度、連携と協議をしながら解決を図っているところでございます。以上でございます。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 滞納が多くありますが、払えない人の相談には乗っていますか。

歳出の保険給付費が、22年度に比べて約2,370万円下がっています。下がった要因は何ですか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

まず、滞納の関係で、被保険者の滞納されている方の相談日ということ設けられていますかということですが、本課税……、6月中旬に年度で課税をするわけでございます、その結果を6月中旬に被保険者の皆様に、本年度はこっだけ賦課しますよということと通知させていただきます。それで、その際に納税相談については十分相談を応じさせていただくということで、地方税機構の案内も含めましてお知らせさせていただいているところでございますし、被保険者証については3月中旬に送らせていただきます。その被保険者証の送付に際しても、これは短期者証の発行と絡めてではございますが、きめ細やかな区分をいたしまして、例えば、あなたにつきましてはこういう状態でございますので、ぜひとも窓口にご相談の……、応じ……、来られるよう御案内しますというふうなことを個々のケースに分けて御案内させていただいているところでございます。

それから、歳出面で、去年に比べて給付費が減っている中身はどうかというふうな形でございますが、確かに一般被保険者で申しますと、去年は……、ああ、ごめんなさい、22年度は1億4,800万ほど支出がございまして、23年度決算では1億1,100万、それだけで3,700万ほど減っているというふうな状況が生じております。監査の意見にもございましたように、非常に医療費の動向につきましては難しゅうございますが、入院されるときには負担限度額というのを、証を窓口に求めに来られます。それで、そういう方はもう入院、手術される方というのが主になりますが、そういう方の分析をしますと、やはり一昨年は高度医療、いわゆる脳外科、心臓手術が多かったと。23年については、幸い一般……、そういうケースが少なかったというふうに事務では分析できると考えております。以上でございます。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 短期証の発行は何件ありますか。ふえていませんか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

23年度は、短期者証につきましては21件、21世帯という表現が正しいと思います。21世帯発行させていただきました。22年度につきましては22世帯の発行実績がございまして、ほぼ横ばい状態でした。以上です。

議長（石田春子君） ほかにございせんか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

国民年金ですね、保険税についてなんですが、一応、調定額では6,368万円という形になっているんですけども、未収入済の未収入のやつが1,695万9,000円で、大体認定額の26%を占めているわけです。その中でも、欠損額が281万3,000円という形になっているんですけども、この1,695万9,176円はこういう欠損額の一つの種になるんじゃないかと思います。その点、この26%の収入未済額をどのようにされるのか、ちょっと案をお聞かせいただきたいと思います。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございます。

1,695万9,176円の処理というふうな形で御質問あったと認識しておりますが、その中には現年度で滞納した分が412万5,700円、それから過年度で滞納している分が1,280万少々ございます。合わせて1,695万というふうな滞納額を積み上げてし

まっているわけでございます。それで、一般税のほうでもお話があったと思うんですが、過年度の滞納繰り越し分につきましては、既に地方税機構に移管しておりまして、地方税機構のほうと連携をとりながら徴収に努めさせていただいております。

それから、現年度で繰り越した滞納につきましては、本来もう既に地方税機構に行っているわけでございますが、23年度に現年度で繰り越した分につきましては、処理としては地方税機構に既に行っています。ただ、事務方としては、もう既に24年度の現年度を徴収しています関係上、窓口に来られるたびに、まあ、過年度の分の一緒なんでございますが、催促をその都度させていただいております。以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

10ページなんですけれどもね、医療費給付分、滞納繰り越しの量なんですけど、ここで予算現額という形で4番、200万円出ているんですけども、しかしですね、調定額が1,542万7,132円という数字になっているんですけど、これ余りにも差があるし、何が根拠でこういう200万というのを出されたんか。それと同時にですね、収入未済額が950万4,042円という非常に大きい数字です。これについて説明願いたい、と同時にですね、その次の介護または後期高齢者等もあわせて御説明お願いしたいと思います。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

まず、その4節の医療給付分、それから5節、介護納付分、それから6節、後期高齢者支援分の予算額が調定額に対して何を根拠にというふうなことで御質問でございました。

それは、徴収実績、調停は1,542万7,000円ありますが、徴収に努力させていただいて、実際入ってくるお金は23年度については200万……、医療分については200万、介護分については20万、後期については30万の実際に入ってくるお金はこれぐらいということで予算を上げさせていただいております。それは、過去の徴収実績に基づいて予算化をさせていただいているというふうに御理解いただければありがたいです。以上です。

もう一つ御質問あったと思うんですが、ちょっと忘れまして、何でしたら再度御質問いただければありがたいと。以上です。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。福本宗雄君。

2番（福本宗雄君） 国民健康保険特別会計決算に反対者の立場から討論します。

国保会計については、国の補助率が24%まで引き下げられ、その分が住民負担になっています。また、一部に国保税の広域一元化が言われていますが、税額を低いほうに合わせるということには考えられず、加入者負担がより一層重くなる可能性もあり、今後、その動きに敏感に対処することが求められてきます。国保に加入している方は年金生活者、自営業者、農業の方ですから、所得の少ない人には負担が大変です。地方税機構への移行で、基本的に行政が滞納相談はできないということですから、何らかの対策が必要です。

また、毎年指摘していますが、一般会計からの繰入額をふやして、1世帯の負担額や1人当たりの負担額を引き下げること、予防医療に力を尽くすことが必要だと、このことを指摘して反対討論とします。

議長（石田春子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成23年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手多数です。したがって、認定第2号、平成23年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（石田春子君） 日程第8、認定第3号、平成23年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第3号、平成23年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成23年度笠置町簡易水道保険特別会計の歳入総額は9,083万9,840円、歳出総額が8,512万6,048円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに571万

3, 792円となっております。以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（前田早智子君） 失礼します。

それでは、平成23年度簡易水道特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページと、参考資料につきましては6ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきます。

分担金及び負担金、55万円、調定額、収入済額ともに35万円、マイナス20万円。

使用料及び手数料、2,813万9,000円、2,848万6,280円、2,763万9,840円、84万6,440円、マイナス49万9,160円。

財産収入、3万円、調定額、収入済額ともに6万87円、3万87円。

繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに5,963万1,000円。

繰越金、60万円、調定額、収入済額ともに60万170円、170円。

諸収入、269万1,000円、調定額、収入済額ともに255万8,743円、マイナス13万2,257円。

歳入合計は9,164万1,000円、9,168万6,280円、9,083万9,840円、84万6,440円、マイナス80万1,160円です。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書につきましては3ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

総務費、1,431万7,000円、1,408万2,416円、23万4,584円。

衛生費、2,344万6,000円、1,726万7,379円、617万8,621円。

公債費、5,377万8,000円、5,377万6,253円、1,747円。

予備費、10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は9, 164万1, 000円、8, 512万6, 048円、651万4, 952円です。

続いて、決算書最終ページの15ページをごらんください。

歳入歳出差引額が571万3, 792円、実質収支額も同じく571万3, 792円、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額を285万7, 000円計上しております。以上で簡単ではありますが、簡易水道特別会計の歳入歳出決算概要説明とさせていただきます。

議長（石田春子君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、簡易水道特別会計の決算監査結果を報告します。

平成23年度における決算額は、歳入総額9, 083万9, 840円、歳出総額8, 512万6, 048円で、歳入歳出差引額は571万3, 792円の余剰金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が2, 763万9, 840円（30.4%）、一般会計からの繰入金5, 963万1, 000円（65.8%）となっている。

水道使用料の徴収率は、前年度より改善されてはいるものの、さらに徴収について努力されたい。今後、機器類等の老朽化に伴う更新や起債の償還等により、財源の確保が重要な課題となることが予想されます。近隣町村と比較しても低料金となっていた水道使用料については、平成24年度より見直されることとなったが、公営企業として経営方針を明確にするとともに、独立採算制の趣旨から、抜本的対策を講じた上において能率的かつ効率的な経営基盤を確立し、健全な運営に努められたいと思います。以上です。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。上好君。

5番（上好忠次君） この水道料金の徴収ですけれども、銀行振り込みというのは大分進んでいるんですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆二君） 失礼いたします。

ただいまの御質問ですが、全戸数ですけれども741件ございまして、口座振替が571件になっております。以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） 滞納額がまだこれだけあるということは、さらに進めていただきたいと。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石田春子君） ほかにございせんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成23年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(石田春子君) 挙手全員です。したがって、認定第3号、平成23年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長(石田春子君) 日程第9、認定第4号、平成23年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 認定第4号、平成23年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成23年度笠置町介護保険特別会計の歳入総額は2億1,469万4,762円、歳出総額が1億9,742万1,141円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1,727万3,621円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(石田春子君) 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者(前田早智子君) それでは、平成23年度介護保険特別会計歳入歳出決算について概要を説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページを、参考資料につきましては8ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読させていただき説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきます。

保険料、3,569万7,000円、3,908万1,425円、3,573万3,370円、334万8,055円、3万6,370円。

使用料及び手数料、1,000円、調定額、収入済額ともに2,100円、1,100円。
国庫支出金、4,932万9,000円、調定額、収入済額ともに4,779万99円、
マイナス153万8,901円。

支払基金交付金、6,048万7,000円、調定額、収入済額ともに5,707万
8,672円、マイナス340万8,328円。

府支出金、3,040万9,000円、調定額、収入済額ともに2,837万
7,643円、マイナス203万1,357円。

財産収入、1,000円、調定額、収入済額ともに60円、マイナス940円。

繰入金、3,231万2,000円、調定額、収入済額ともに2,981万5,581円、
マイナス294万6,449円。

繰越金、447万4,000円、調定額、収入済額ともに1,589万4,309円、
1,142万309円。

諸収入、4,000円、調定額、収入済額ともに2,958円、マイナス1,042円。

3ページに移らせていただきます。

歳入合計が2億1,271万4,000円、2億1,804万2,817円、2億
1,469万4,762円、334万8,055円、198万762円です。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書については5ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読させていただき説明
にかえさせていただきます。

総務費、685万円、508万8,529円、176万1,471円。

保険給付費、1億9,843万6,000円、1億8,808万2,457円、
1,035万3,543円。

地域支援事業費、568万8,000円、365万9,115円、202万8,885円。

基金積立金、5万6,000円、60円、5万5,940円。

公債費、3万円、ゼロ円、3万円。

予備費、100万円、ゼロ円、100万円。

諸支出金、65万4,000円、59万980円、6万3,020円。

歳出合計が2億1,271万4,000円、1億9,742万1,141円、
1,529万2,859円です。

続いて、決算書最終ページになります。29ページをごらんください。

歳入歳出差引額が1,727万3,621円、実質収支も同じく1,727万3,621円となっております。以上で簡単ではありますが、介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

議長（石田春子君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、介護保険特別会計の決算監査結果を報告します。

平成23年度決算額は、歳入総額2億1,469万4,762円、歳出総額1億9,742万1,141円で、歳入歳出差引額1,727万3,621円の余剰金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料3,573万3,370円（16.6%）、支払基金交付金5,707万8,672円（26.6%）、国庫支出金4,779万999円（22.3%）、府支出金2,837万7,643円（13.2%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が1億8,808万2,457円（95.3%）、地域支援事業費は365万9,115円（1.9%）となり、合わせると前年度からの増額が1,399万7,879円となった。当町ではますます高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯が増加していく中、老々介護等、家族だけで介護を行うことが困難である状況が進んでおります。家族及び高齢者の大きな不安要素となっているこの状況に対処するため、介護保険制度は介護を社会全体で支え、利用者の人権を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みであります。いつまでも安心できる安定した制度として維持していくためにも、不用なサービスあるいは過剰なサービスを控えて、介護予防や健康づくりの取り組みを図られるよう希望します。

なお、当会計を支える第1号被保険者保険についての保険料の収入未済額が334万8,055円と、滞納総額が年々増加しております。今後、累積額が増加しないよう未納者への理解と徴収にさらに努力されたいと思います。以上です。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成23年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(石田春子君) 挙手全員です。したがって、認定第4号、平成23年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

議長(石田春子君) 日程第10、認定第5号、平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 認定第5号、平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計の歳入総額は5,341万689円、歳出総額が5,297万2,961円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに43万7,728円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(石田春子君) 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者(前田早智子君) 失礼します。

それでは、平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページを、参考資料につきましては9ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

後期高齢者医療保険料、2,025万4,000円、2,103万298円、2,034万7,802円、68万2,496円、9万3,802円。

使用料及び手数料、4,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円、マイナス4,000円。

繰入金、3,285万6,000円、調定額、収入済額ともに3,260万1,927円、

マイナス25万4,073円。

繰越金、17万円、調定額、収入済額ともに35万2,114円、18万2,114円。

諸収入、1万5,000円、調定額、収入済額ともに10万8,846円、9万3,846円。

歳入合計は5,329万9,000円、5,409万3,185円、5,341万689円、68万2,496円、11万1,689円です。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書につきましては3ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読させていただき説明にかえさせていただきます。

総務費、37万5,000円、18万2,272円、19万2,728円。

後期高齢者医療広域連合納付金、5,277万円、5,276万9,706円、294円。

諸支出金、8万1,000円、2万983円、6万17円。

予備費、7万3,000円、ゼロ円、7万3,000円。

歳出合計は5,329万9,000円、5,297万2,961円、32万6,039円です。

続いて、決算書の最終ページで13ページをごらんください。

歳入歳出差引額は43万7,728円、実質収支額も同じく43万7,728円です。以上で簡単ではありますが、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算概要説明とさせていただきます。

議長（石田春子君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、後期高齢者医療特別会計の決算監査結果を報告します。

平成23年度決算額は、歳入総額5,341万689円、歳出総額5,297万2,961円、歳入歳出差引43万7,728円の余剰金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料2,034万7,802円（38.1%）、一般会計からの繰入金3,260万1,927円（61.0%）となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が5,276万9,706円と、全体の99.6%を占めている。

当会計は、平成20年度に新設された特別会計であるが、保険料の滞納額は年々増加する

ばかりであり、高齢化の進む当町としては、当該会計の後期高齢者に係る医療費の増減のため、不確定要素によって左右されるという流動的性質が多分にあると思われませんが、今後、効率的な財政運営に努められることを期待するとともに、保険料については、滞納額が増加しないように徴収に努力されたいと思います。以上です。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。福本宗雄君。

2番（福本宗雄君） 後期高齢者医療特別会計の決算認定に反対の……、毎年指摘していますが、後期高齢者医療保険は75歳以上の医療費が高いという理由で、扶養家族として健康保険に加入している人にも保険料を負担させるという仕組みをつくりました。低所得者も含め、すべての高齢者から容赦なく保険料を取り立てるという制度です。

また、年金が月額1万5,000円以上の方は、年金から保険料を天引きする制度でもあります。年金から天引きされれば滞納者は減りますが、75歳以上ですから、お金がなくて病院へ行けなければ病気が悪化するということにもなり、問題の多い制度です。長寿は、本来は喜ぶべきことです。戦前戦後を通して多くの御苦勞をなさってきた高齢者の皆さんには、大変大切にされるべきだということを述べ、反対討論とします。

議長（石田春子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手多数です。したがって、認定第5号、平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定いたしました。

議長（石田春子君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月19日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後2時00分